



昼休みにみんな楽しそうに友だちと話しながら図書館や体育館に向かう中、廊下の掃除をしている生徒がいました。話を聞くと「給食を運ぶときに、こぼれた汁を拭いている」この姿を見て、みんなが給食を運ぶときに気を付けようと感じてくれるとうれしいです。給食の皆さんありがとう。



昨日の読み聞かせの話をしてくれた生徒が、昼休みに校長室に来て「図書館で本を借りてきました」と読み聞かせて聞いた本を見せに来てくれました。「飯綱町お話の会」の皆さんのおかげで、新しい本との出会いができたことに感謝いたします。ありがとうございました。

活用ポイント

- 参考にしていただきたい「Aさんの例」ですので、このとおりではないと申請ができないわけではありません。
- 合理的配慮の内容によっては検討や準備に時間がかかることもあります。
- このフローでは、Aさんの志望高校が公立高校である場合を例として作成しました。私立高校の場合は、中学校から該当する学校へ相談してください。
- AさんはLDですが、その他の障がい、場面緘黙、不登校等、お子さんにより状況は異なります。障がいを理由に不合格になる、不登校だから合理的配慮を受けられない、ということはありません。心配な点がございましたら、とにかく早めに中学校や関係者(関係機関)に相談してください。

こんな時はどうすれば…

- ◇実際に高校を見学しないし志望高校を決められないのですが、個別に高校見学をお願いすることは可能ですか？
⇒可能です。中学校の教頭先生から見学を希望する高校の教頭先生に見学の依頼をして日程調整をしてください。
- ◇医師による診断が無いと申請できませんか？
⇒診断が無くても、検査等の結果等から作成された「個別の指導計画」と、どのような合理的配慮を行っていたかの分かる記録があれば、個別相談及び合理的配慮の申請は可能です。それらが無い場合は申請できませんので、ご本人に希望がある場合は申請できる状況を早めに整えてください。
- ◇合理的配慮の申請をしたいと思っている場合は早めに相談を、ということですが、個別相談の申込期限はありますか？
⇒志願受付期間前には合理的配慮の申請が必要となりますので、それまでには個別相談を済ませておく必要があります。いつまでという期限はありませんが、個別相談では、ご本人に合った入試の受け方や高校生活の送り方を関係者で時間をかけて検討する必要があることから、できるだけ早く中学校にご相談ください。

高校入試における合理的配慮の申請フロー

LDのあるお子さんに対する支援

早めの気づき 適切な学び

No.2

「支援の例」を参考に
みんなで「目指す姿」考えよう



長野県のキャラクター「アルファ」
©長野県アルファ

発行 長野県・長野県教育委員会
(長野県発達障がい者支援対策協議会 監修)

7月3日職員会議で
特別支援教育の研修
会を行いました。

今回は、ひとり一人の子どもがもつ特性に応じた対応を学校がすることによって、高校入試においても合理的配慮の対応が可能になることを学びました。

具体的には、読むことへの支援として、フリガナをつける、文章を音声で聞く、文字の拡大や行間を開ける等。また、書くことへの支援としては、タブレットを使って文字入力、解答欄を大きくする、各時間を延長する等の手だてを教えていただきました。

研修の最後に、職員から「子どもが自分の特性を伝える力が大切になるということですか」という質問がありました。それに対して講師の先生から「伝える前に、自分を知ることが必要。それも前向きに自分を知ること“自分はこうすればできる”という自己理解が大切。そのためには友だち同士でよさを伝え合うことは有効」とのアドバイスをいただきました。

私たち職員が、子どもの特性に早めに気づけるような子ども理解を深めるとともに、ひとり一人のありのままを肯定的に認めていくことが大切さだと感じました。